

CONTENTS

- 2 あなたにもマイナンバー。はじまります。
- 4 6月1日～7日は「水道週間」です
- 6 納税はあなたの義務
- 7 平成26年度 予算執行状況
- 8 市民のページ
- 10 暮らしのアドバイス
- 10 結城ブランド
- 11 ひとの権利わたしの人権
- 11 男女共同参画社会
- 12 シリーズ介護保険
- 12 歯っぴートーク
- 12 薬
- 13 健康増進センターだより
- 13 市民健康教室
- 14 ゆうき図書館からのお知らせ
- 14 市民活動レポート
- 15 人権擁護委員を知っていますか。

表紙の写真



「御手杵の槍」

天下三名槍の一つで、結城晴朝の愛槍であった「御手杵の槍」のレプリカが、結城蔵美館に展示されています。穂を収める鞘が「片手つきの杵」の形をしていることから、この名が付いたといわれています。

この2つで、さらに便利に!

マイ・ポータル(仮称)

自宅のパソコンからさまざまな情報を取得できる個人サイトです。

平成29年1月開設予定

取得可能な情報(予定)

- 年金など、各種社会保険料の支払い状況
- 行政機関が自分の個人情報へアクセスした履歴
- 制度改定などのお知らせ
- 受けとることのできる各種給付のご案内

個人番号カード

市町村に申請すると交付が受けられる、顔写真付きICカードです。

平成28年1月交付開始

- 身分証明書になるほか、健康保険証などの機能追加が検討されています。
- ICチップを活用したさまざまなサービスも展開される予定。

マイナンバー Q&A

Q マイナンバーはいつ、どのように通知されますか?

A 今年10月以降、住民票を有する国民の皆さん一人ひとりに、12桁のマイナンバーが通知されます。中長期在留者や特別永住者などの外国人も対象です。

Q マイナンバーはどのような場面で使用されますか?

A 平成28年1月以降、順次、社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。マイナンバーは社会保障、税、災害対策の中でも、法律や自治体の条例で定められた行政手続きで使用することはできません。

Q テムを通じた各機関の間の情報連携は、国は平成29年1月以降、地方公共団体は平成29年7月以降、順次始まります。情報連携により、申請時の課税証明書などの添付省略など、国民の負担軽減・利便性向上が実現します。

Q マイナンバーを他人に提供してもよいのですか?

A 法律で定められた目的以外にむやみに他人にマイナンバーを提供することはできません。他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人がマイナンバーを含む特定個人情報情報を他人に不当に提供したりすると処罰の対象になります。

Q 個人情報二元管理され、外部に漏れるおそれはありませんか?

A マイナンバーを安心・安全にご利用いただくため、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための措置を講じています。制度面の保護措置としては、法律に規定があるものを除き、マイナンバーを含む個人情報の収集や保管は禁止しています。システム面の保護措置としては、個人情報一元管理せず、従来どおり、年金の情報、年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。また、行政機関の間で情報のやりとりをするときも、マイナンバーを直接使わず、システムにアクセスできる人を制限し、通信する場合は暗号化を行います。

マイナンバーについて、さらに詳しい情報はホームページをご覧ください。
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
 コールセンターも開設しています。マイナンバーについてご不明な点がある方や、さらに詳しい情報を知りたい方は、気軽に問合せください。
電話番号 0570-20-0178 (外国語は0570-20-0291)
《開設時間》 平日午前9時30分～午後5時30分まで

市企画政策課 ☎34-0404

あなたにも、マイナンバー。はじまります。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

平成27年
10月から
マイナンバーを
一人ひとり
お届けします!

マイナンバーとは

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」をはじめとする関連四法が成立・公布されました。マイナンバー(社会保障・税番号)は、住民票を有する全ての方に1人ひとりの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

3つのメリット

- 1 行政の効率化**
●手続きが正確で早くなる
行政機関・地方公共団体での作業時間が削減され、手続きがスムーズになります。
- 2 国民の利便性の向上**
●面倒な手続きが簡単に
申請時に必要な課税証明書といった資料の添付を省略できるようになります。
- 3 公平・公正な社会の実現**
●給付金などの不正受給の防止
行政機関が国民の所得状況などを把握しやすくなり、不正受給を防止できます。

制度実施の流れ

- | | | | |
|------------------------------------|---|-------------------------------|----------------------------------|
| 平成27年10月～
マイナンバーの通知を住民票の住所へ送付開始 | 平成28年1月～
●社会保障・税・災害対策の手続で、マイナンバーの利用が開始
●申請者に、個人番号カードを交付 | 平成29年1月～
国の行政機関の間で、情報連携を開始 | 平成29年7月～
地方公共団体なども含めた、情報連携を開始 |
|------------------------------------|---|-------------------------------|----------------------------------|